

第9問(元判:最決平16年3月22日)

A暴力団の構成員であるXは、個人的に恨みがあったB暴力団の幹部であるYを東京湾に沈めて溺死させることを意図していた。そこでXはYに対して、麻薬取引を持ちかけたところ、B暴力団から上納金の督促を受けていたYは、麻薬による商売をしようと考え、乗り気になった。

平成20年5月8日の22時ごろXはYと都内某所で出会い、YはX所有の車内で取引を行うため、車内に乗り込んだ。XはYが車のドアを閉めた直後に、後ろから多量のクロロホルムを染み込ませたタオルを鼻口部に押し当ててYの意識を失わせ、Yを溺死させるために10km離れた人気のない港まで運んだ。Xは周りに人がいないことを確認したのちに、ぐったりとして動かないYを車内から連れ出し駐車場から海岸まで約50メートルを担いで運び、同日23時05分に海中に転落させて沈めた。

ところが、後に判明したYの死因はクロロホルム摂取による呼吸停止であって、22時30分ごろ死亡していた。

Xの罪責を述べよ。